

移住支援金のご案内

東京一極集中の是正と地方の担い手不足対策のため、岐阜市に移住して、起業、U/Iターンによる就業をする方などを応援します！



次の①～③すべてに該当する方は、申請により、移住支援金の給付を受けることができる場合があります。下記「お問い合わせ先」へおたずね願います。

【対象者】

- ① 岐阜市に住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県に在住し東京23区内への通勤をしていた方（東京圏に在住し東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就業した方については、通学期間も通勤期間として加算可能です。）
- ② 岐阜市に住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県に在住し東京23区内への通勤をしていた方（ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができます）。
- ③ 以下のア～オのいずれかに該当
 - ア **都道府県が選定した中小企業等の求人**に就業※した方
 - イ 岐阜県プロフェッショナル人材確保事業または先導的人材マッチング事業を利用して就業した方
 - ウ 所属先企業等からの命令ではなく、本人の意思により移住し、移住前の業務を引き続きテレワークにより行う方
 - エ 移住前から地域との関わりを有しており、岐阜市内に所在する企業等へ就業または岐阜市内で起業した方で、地域との関わりがあると認められた方
 - オ 岐阜県産業経済振興センターが募集する「スタートアップ等創業支援事業費補助金」の交付決定を1年以内に受けた方

※ 都道府県が選定した中小企業等の求人**に就業**とは？

- ・都道府県のマッチングサイト【例：岐阜県のマッチングサイト「岐阜県中小企業総合人材確保センター（通称『ジンサボ！ぎふ』）のホームページ内に開設】に移住支援金の対象として掲載された求人への就業であること
- ・求人募集後に応募し、新規就業であること など

<注意>このほかにも支給要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

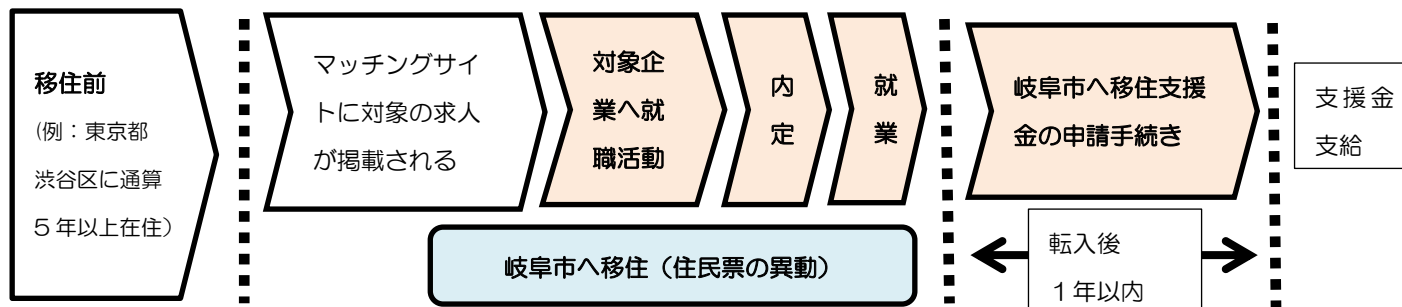
【支給額】世帯での移住 100万円 単身者での移住 60万円

上記ウの要件で申請の場合 世帯での移住 50万円 単身者での移住 30万円

（18歳未満の子どもがいる場合、1世帯につき30万円が加算されます）※予算の範囲内での交付になります。

【移住支援金の交付までの流れ（就業の場合の一例）】

- ・申請期間は、**転入後1年以内**です。



お 問 い 合 わ せ 先

〒500-8701 岐阜市司町 40 番地 1
岐阜市経済部労働雇用課
電話 058-214-2358（直通）

申請に関する詳細は、
岐阜市ホームページをご覧ください。

移住支援金の対象 チェックリスト

(共通)

- ☐ 次のいずれにも該当する。
 - ☐ 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住、又は、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県）をいう。以下同じ。）のうちの条件不利地域（※）以外の地域に在住し東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていた。
 - ☐ 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住、又は、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し東京23区内への通勤をしていた（ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3ヶ月前までを当該1年の起算点とすることができる。）。
- ※【一都三県の条件不利地域の市町村】
 - ・東京都：檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
 - ・埼玉県：秩父市、飯能市、本庄市、越生町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、神川町
 - ・千葉県：銚子市、館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、栄町、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町
 - ・神奈川県：三浦市、山北町、箱根町、真鶴町、湯河原町、清川村
- ☐ 通学期間を移住元の期間とする場合は、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者であること。通学期間については、修業年限を上限（ただし高等専門学校は2年を上限）として本事業の移住元としての対象期間とすることができる。
- ☐ 移住支援金の申請時において、転入後1年以内である。
- ☐ 18歳未満の世帯員は、申請日が属する年度の4月1日時点において18歳未満である。
- ☐ 転入先の市町村に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思がある。
 - ⇒ **5年以内に転出した場合、支援金の返還対象となる可能性がありますのでご注意ください。**
- ☐ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でない。
- ☐ 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有する。
- ☐ 申請者及び世帯員が、過去10年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していない。

(就業（一般）の場合)

- ☐ 就業先が、国の移住支援事業に係る都道府県の運営するマッチングサイトに掲載されている求人のうち、当該都道府県が移住支援金の申請対象として選定している求人である。
- ☐ 就業者の3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でない。
- ☐ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて対象法人に就業している。
- ☐ 上記求人への応募日が、マッチングサイトに移住支援金の対象として求人が掲載された日以降である。
- ☐ 当該法人に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有している。
- ☐ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用である。

(就業（専門人材）の場合)

- ☐ 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在している。
- ☐ 岐阜県プロフェッショナル人材確保事業又は内閣府地方創生推進室が実施する先導的人材マッチング事業を利用して移住及び就業した者である。
- ☐ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて対象法人に就業している。
- ☐ 当該法人に、移住支給金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有している。
- ☐ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用である。
- ☐ 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でない。

(テレワークの場合)

- ☐ 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行う。
- ☐ 移住先でテレワークにより勤務（原則、恒常的に通勤しない）し、かつ週20時間以上テレワークを実施する。
- ☐ デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から移住に関して資金提供を受けていない。

(関係人口の場合)

- ☐ 移住先の市町村により、本事業における関係人口（移住希望先の地域や地域の人々と関わりを有する者）であると認められている。

(起業の場合)

- ☐ 申請日以前の1年以内にスタートアップ等創業支援事業費補助金の交付決定を受けている。